



資料 1

教 企 第 135 号
平成27年11月26日

宮城県教育振興審議会会長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



宮 城 県 教 育 委 員 会



第2期宮城県教育振興基本計画の策定について（諮問）

このことについて、教育振興審議会条例（平成20年宮城県条例第3号）第1条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

(別紙)

理 由 書

本県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めていくため、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」を策定し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、当該計画の策定から5年以上が経過し、人口減少とそれに伴う少子高齢化が急速に進行するとともに、東日本大震災の発生等により、本県の子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、復興後を見据えた次代を担う人づくりに向けた教育がますます重要になっています。

あわせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、「宮城県教育振興基本計画」と平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」における目標や施策の根本となる方針を一体的に整理した「教育等の振興に関する施策の大綱」を、本年7月に知事が策定したところであり、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があるものと考えています。

このようなことから、「宮城県教育振興基本計画」の後継計画として、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、「第2期宮城県教育振興基本計画」の策定について諮問するものです。